

川崎市告示第394号

指定特定相談支援事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の2第4項の規定により、指定特定相談支援事業の廃止の届出がありましたので、同法第51条の30の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和8年7月3日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止の年月日	事業所番号
一般社団法人かわさき福祉相談センター	かわさき社会福祉士事務所 ケアプランセンター	神奈川県川崎市幸区柳町15番地 2 2 0 1	計画相談支援	令和8年3月31日	1435100563
株式会社 AxisLife	C-plus プランニングセンター	神奈川県川崎市幸区南加瀬5-1 6-8 No268事務所	計画相談支援	令和8年4月30日	1435100738